

成績評価・単位認定

新潟県立新発田病院附属看護専門学校学則及び学則実施細則において、成績評価の評語と点数の標記を定めています。

この評価は、修得単位報告会議において当該年次に修得した単位及び履修状況を確認し、学生と保護者に対して文書をもって通知しています。

また、学則第 12 条に定める入学前の既修得単位の認定については、本人の申請により既修得単位認定会議に諮り学校長が認定しています。

学則実施細則

〔単位認定〕

第 7 条 学則第 10 条による授業科目の講義の単位認定は試験をもって行い、試験の合格者に所定の単位を与える。

- 2 試験は、筆記、実技、論文などにより行う。
- 3 受験資格は各授業科目の出席時間数の 3 分の 2 以上であることとする。
- 6 成績の評価は 100 点満点とし、60 点に満たなかった者を不合格とする。

第 8 条 学則第 10 条による臨地実習の単位認定は実習内容及び出席時間を総合して、合格者に所定の単位を与える。

- 2 単位認定に必要な出席時間数は各実習科目に定める時間数の 5 分の 4 以上であることとする。
- 3 成績の評価は 100 点満点とし、60 点以上を合格とする。

〔成績評価〕

第 9 条 成績評価の評語と点数は以下のとおりとする。

評 語	点 数	判 定
A	80 点以上 100 点まで	合 格
B	70 点以上 80 点未満	
C	60 点以上 70 点未満	
D	60 点未満	不 合 格